

鳥取市総合企画委員会条例の一部を次のように改正する。

令和3年3月25日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第3号

鳥取市総合企画委員会条例の一部を改正する条例

鳥取市総合企画委員会条例（昭和28年鳥取市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「15人以内」を「20人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。